

平成23年第3回野洲市議会定例会 市提出案件

議案番号	件 名	提出月日
報告第2号	平成22年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	6月1日
議第41号	専決処分につき承認を求めることについて（平成22年度野洲市一般会計補正予算（第8号））	6月1日
議第42号	専決処分につき承認を求めることについて（平成22年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第4号））	6月1日
議第43号	専決処分につき承認を求めることについて（平成22年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第3号））	6月1日
議第44号	専決処分につき承認を求めることについて（野洲市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例）	6月1日
議第45号	専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例の一部を改正する条例）	6月1日
議第46号	専決処分につき承認を求めることについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6月1日
議第47号	平成23年度野洲市一般会計補正予算（第1号）	6月1日
議第48号	野洲市税条例の一部を改正する条例	6月1日
議第49号	野洲市生活環境を守り育てる条例の一部を改正する条例	6月1日
議第50号	工事請負契約の変更について（三上小学校校舎改築工事（建築主体工事））	6月1日
議第51号	和解のあっせん及び仲裁の申立てについて	6月1日

◎各案件の概要は次ページ以降です。

平成23年第3回野洲市議会定例会 市提出案件概要

1 繰越計算書の報告 1件

□報告第2号 平成22年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として市有地地籍調査事業他16件の事業について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

2 専決処分の承認 6件

□議第41号 専決処分につき承認を求めることについて(平成22年度野洲市一般会計補正予算(第8号))

①予算額

- ・補正前予算額 21,819,805千円
- ・補正額 163,135千円
- ・補正後予算額 21,982,940千円

②補正の概要

- ・特別交付税の交付額確定による追加
- ・譲与税、県税交付金等の交付額確定による精査
- ・事業費確定見込みによる起債発行額の精査
- ・財政調整基金への積立金の追加

□議第42号 専決処分につき承認を求めることについて(平成22年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第4号))

①予算額

- ・補正前予算額 2,723,406千円
- ・補正額 △10,557千円
- ・補正後予算額 2,712,849千円

②補正の概要

- ・調整交付金及び地域支援事業支援交付金の交付額確定による精査

□議第43号 専決処分につき承認を求めることについて(平成22年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第3号))

①予算額

- ・補正前予算額 2,012,424千円
- ・補正額 △2,300千円

- ・補正後予算額 2, 0 1 0, 1 2 4 千円

②補正の概要

- ・浄化センター維持管理負担金の追加
- ・湖南中部流域下水道建設事業費負担金の確定による精査

□議第 44 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例)

東日本大震災に伴う被災地での復旧支援活動に職員を派遣したことに伴い所要の改正を行う必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①付則第 3 項

財政健全化集中改革プランにより、未支給としている職員等の旅費支給に係る日当について、支援地での活動経費を支弁するため、災害等の復旧に係る支援活動に従事する場合に限り、日当を支給できることとした。

②施行日 公布の日

□議第 45 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)

東日本大震災関連で地方税法の一部を改正する法律が平成 23 年 4 月 27 日に公布されたことに伴い所要の改正を行う必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①附則第 22 条

大震災により住宅や家財等に係る損失について、その損失額を平成 22 年分の総所得金額から雑損控除として控除することができることとした。

②施行日 公布の日

□議第 46 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 23 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い所要の改正を行う必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①第 2 条第 2 項ただし書、同条第 3 項ただし書、同条第 4 項ただし書及び第 23 条

国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る限度額の引き上げ

- ・基礎課税額・・・「500,000 円」⇒「510,000 円」

- ・後期高齢者支援金等課税額・・・「130,000円」⇒「140,000円」
- ・介護納付金課税額・・・「100,000円」⇒「120,000円」

②施行日 平成23年4月1日

3 補正予算 1件

□議第47号 平成23年度野洲市一般会計補正予算(第1号)

①予算額

- ・補正前予算額 18,712,000千円
- ・補正額 253,163千円
- ・補正後予算額 18,965,163千円

②補正の概要

- ・ものづくり指導者養成支援事業補助金を活用した、ものづくり経営インストラクタースクール運営費を計上
- ・東消防署、防災センター等施設整備に係る土地購入費を計上
- ・財政調整基金からの繰入金を追加

4 条例の改正 2件

□議第48号 野洲市税条例の一部を改正する条例

東日本大震災関連で地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布されたことに伴い所要の改正を行う。

①附則第23条

住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅が、大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について引き続き税額控除を適用できることとする。

②施行日 平成24年1月1日

□議第49号 野洲市生活環境を守り育てる条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法の一部を改正する法律及び同法施行令の一部を改正する政令が平成23年4月1日に施行されたことに伴い引用している条項ずれの改正と、特定事業者の油類の調査並びに原因調査及び浄化措置の報告時期を規定する。

- ①第2条第11号・・・「第3条の3」⇒「第3条の4」
- ②第28条第1項・・・「第2条第8項」⇒「第2条第9項」
- ③第63条第1項・・・「その結果を知った日から30日以内に」を追加
- ④第64条第2項・・・「当該措置を完了した日から30日以内に」を追加
- ⑤施行日 公布の日（第63条第1項及び第64条第2項の改正規定は、平成23年8月1日から施行）

5 その他 2件

□議第 50 号 工事請負契約の変更について(三上小学校校舎改築工事(建築主体工事))

平成 23 年 1 月 20 日に変更議決を得た三上小学校校舎改築工事（建築主体工事）の請負契約を次のとおり変更することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

- ・変更前の契約金額 197,633,100円
- ・変更金額 17,390,100円
- ・変更後の契約金額 215,023,200円

□議第 51 号 和解のあっせん及び仲裁の申立てについて

次のとおり和解のあっせん及び仲裁を申立てることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 相手方

- 滋賀県野洲市 1社
- 滋賀県大津市 1社

2 目的

篠原小学校校舎改築工事におけるエレベーター機器の設計とエレベーター昇降路との設計の不整合により発生した損害額の負担割合を確定することについて、和解のあっせん及び仲裁の申立てを行う。

3 申立て先

- 京都市
- 京都弁護士会紛争解決センター

4 支払請求に係る損害の内容

工事仮設費及びエレベーター昇降路の手直し工事並びに計画変更確認申請の手数料の額

5 その他

本件の申立てにおいて双方が合意に達したときは、和解できるものとする。